

## 特別高度人材及び未来創造人材の受入れのための関係省令及び告示案の概要について

### 1 改正の趣旨・目的

高度外国人材の中でもトップレベルの能力のある者の受入れを促進するため、学歴又は職歴と、年収の観点から一定以上の水準にある者（特別高度人材）については、現行の高度人材ポイント制によらない基準により「高度専門職（1号）」を付与できることとするとともに、その後、1年間の在留をもって「高度専門職（2号）」への移行を可能とする。加えて、特別高度人材の外国人家事使用人の雇用及び特別高度人材の配偶者の就労について優遇措置を講じる。

併せて、我が国において活躍が期待される潜在能力の高い人材の受入れのため、世界トップレベルの大学を卒業した者（未来創造人材）については、卒業後5年以内であって、滞在当初の生計維持費を所持していることを条件に、在留資格「特定活動」を付与し、最長2年間の就職活動・起業のための準備活動を行うことを可能とする。また、未来創造人材の家族の帯同を認める措置を講じる。

### 2 改正の概要

#### (1) 高度専門職省令の一部改正

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成26年法務省令第37号）の一部を改正し、次の措置を講じる。

ア 後記（2）の省令に規定する特別高度人材については、出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準に適合するものとする。

イ 特別高度人材については、高度専門職（2号）への移行に必要な高度専門職（1号）での在留期間を1年とすること。

#### (2) 特別高度人材の基準を定める省令の制定

特別高度人材の基準を定める省令を新規に制定し、特別高度人材の基準を次のように定める。

ア 高度学術研究活動又は高度専門・技術活動を行う外国人については、上陸許可の証印等を受ける時点において、年収が2,000万円以上であり、かつ、博士の学位、修士の学位又は専門職学位（専門職大学院の課程を修了した者に対して授与するものに限る。）を有しているか従事しようとする研究分野や業務について10年以上の研究の経験や実務経験があること。

イ 高度経営・管理活動を行う外国人については、上陸許可の証印等を受ける時点において、年収が4,000万円以上であり、かつ、事業の経営又は管理について5年以上の実務経験があること。

#### (3) 特定活動告示の一部改正

平成2年法務省告示第131号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を改正し、法第7条第1項第2号にいう法務大臣があらかじめ告示をもって定める活動として次に掲げるものを追加する。

ア 特別高度人材（年収が3,000万円以上の者に限る。）が雇用する2人以内の外国人家事使用人の活動

イ 特別高度人材の配偶者が、本邦の公私の機関との契約に基づいて、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて行う活動（現在高度専門職外国人の配偶者について認めているものに加え、その他の就労資格に該当する活動の一部についても認める。）

ウ 未来創造人材（3つの主要な世界大学ランキングのうち2以上において上位100位までに掲げられている大学を卒業（大学院の修了を含む。）した日から5年を経過していない者）であって、20万円以上の預貯金を有する者が行う就職活動及び起業準備に係る活動

エ 上記ウの配偶者又は子として行う日常的な活動

#### （4）特定活動代理人告示の一部改正

平成22年法務省告示第623号（出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件）を一部改正し、法第7条の2第2項に規定する代理人として、次の者を追加する。

ア 前記（3）イの活動を行おうとする者にあつては、本邦において本人を扶養することとなる者若しくは本邦に居住する本人の親族又は本人を扶養する者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となっている者

イ 前記（3）ウの活動を行おうとする者にあつては、本人が経営を行うこととなる事業の本邦の事業所の職員若しくは当該事業所の設置について委託を受けている者（法人である場合にあつては、その職員）

ウ 前記（3）エの活動を行おうとする者にあつては、本邦において本人を扶養することとなる者若しくは本邦に居住する本人の親族又は本人を扶養する者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となっている者

#### （5）その他所要の改正を行う。

### 3 今後の予定

公布日：令和5年3月下旬

施行日：令和5年4月中旬